

# 建設委員会議案説明資料


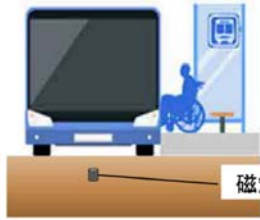

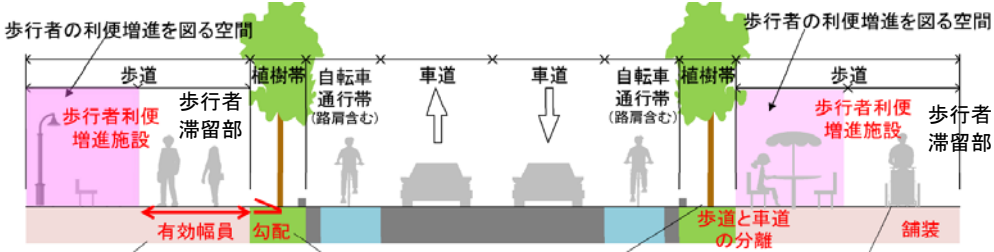
令和3年10月13日

件名	頁
1 第93号議案 足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例	2
2 第94号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例	5
3 第95号議案 足立区被災市街地復興整備条例の一部を改正する条例	31
4 第96号議案 特別区道路線の認定について	35

(都市建設部)

# 第 9 3 号議案説明資料

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

<p>件 名</p>	<p><b>足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例</b></p>
<p>所管部課名</p>	<p>道路整備室道路管理課</p>
<p>内 容</p>	<p>道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 3 1 号）に伴い、道路構造令に改正があったため、足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例を改正する。</p> <p><b>1 改正概要</b></p> <p>(1) 自動運行補助施設の追加 交通事故防止を図るために必要な道路付属物として、自動運行補助施設を追加する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>電磁誘導線</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>磁気マーカー</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>磁気マーカー W=2.0cm H=3.0cm</p> </div> </div> <p>▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助      ▲磁気マーカーによる自車位置特定による運行の補助</p> <p>(2) 歩行者利便増進道路の構造基準を規定 歩行者利便増進道路における歩道等には、歩行者が滞留できる部分を設けることや、バリアフリー基準に適合する構造とすることを新設した。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><b>2 新旧対照表</b> 別紙参照 P 3～4</p> <p><b>3 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>今後も道路構造令が改正された際は、速やかに条例を改正していく。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例 平成25年3月28日条例第28号 足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例を公布する。 足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例</p> <p>第1条から第30条（省略）</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、 柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第32条から第41条（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>○足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例 平成25年3月28日条例第28号 足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例を公布する。 足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例</p> <p>第1条から第30条（現行のとおり）</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第32条から第41条（現行のとおり）</p> <p>（歩行者利便増進道路）</p> <p>第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、足立区特別区道等に係る移動等円滑化のために必要な道路の構</p>

改正前	改正後
<p>(区管理通路への適用)</p> <p>第42条 区管理通路は、第4級の道路とみなしてこの条例の規定を適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p><u>造に関する基準を定める条例（平成25年足立区条例第26号）の基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>(区管理通路への適用)</p> <p>第43条 区管理通路は、第4級の道路とみなしてこの条例の規定を適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和3年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 第 9 4 号議案説明資料

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

件 名	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築調整課
内 容	<p><b>1 改正理由</b>          令和 3 年 1 0 月 1 日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）の一部が改正されることに伴い、当区における地区計画条例全 4 3 条例の内、「足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を含む 2 4 条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正概要</b>          バリアフリー法施行令の改正は小規模特定建築物（5 0 0 m<sup>2</sup>未満）に対して一定の規定を定める条項が追加される。          新たな規定が加えられたことによる条ずれに対応するため、条例中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 2 5 条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 2 6 条」に改める。          ※ 東京都は従前より 5 0 0 m<sup>2</sup>未満の特別特定建築物に対する制限を定めており、足立区内の建築物においての制限は変わらない。</p> <p><b>3 改正内容</b>          「改正する地区計画条例一覧」別紙 1 参照 P 6          「新旧対照表」別紙 2 参照 P 7～3 0</p> <p><b>4 施行年月日</b>          公布の日から施行する。</p>
今後の方針	条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。

## 改正する地区計画条例一覧

(条例制定順)

番号	地区計画条例
1	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
2	足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
3	足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
4	足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
5	足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
6	足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
7	足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
8	足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
9	足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
10	足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
11	足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
12	足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
13	足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
14	足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
15	足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
16	足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
17	足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
18	足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
19	足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
20	足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
21	足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
22	足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
23	足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
24	足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

## 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>	<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 (省略)</p>	<p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第15条 (省略)</p>	<p>第5条～第15条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 8 年12月24日条例第46号</p>	<p>○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 8 年12月24日条例第46号</p>
<p>第 1 条～第 3 条 （省略）</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第 4 条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第 4 条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第 1 項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第 3 項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第 2 条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の 1 を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第 1 項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第 3 項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第 2 条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の 1 を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第 5 条～第14条 （省略）</p>	<p>第 5 条～第14条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>



足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成11年7月14日条例第30号</p>	<p>平成11年7月14日条例第30号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第14条 （省略）</p>	<p>第5条～第14条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> この条例は、<u>公布の日から施行する。</u></p>

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>	<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 (省略)</p>	<p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第4条の2～第13条 (省略)</p>	<p>第4条の2～第13条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p>	<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 (省略)</p>	<p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 (省略)</p>	<p>6～7 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第15条 (省略)</p>	<p>第5条～第15条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p> <p>第1条～第3条 （省略）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （省略）</p> <p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p> <p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条</p> <p>1～4（現状のとおり）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6 （現状のとおり）</p> <p>第5条～第15条 （現状のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第26号</p>	<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第26号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第27号</p>	<p>○足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～8 (省略)</p>	<p>6～8 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第14条 (省略)</p>	<p>第5条～第14条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年10月25日条例第38号</p>	<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年10月25日条例第38号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第39号</p>	<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第39号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第13条 （省略）</p>	<p>第5条～第13条 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>



足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>	<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月24日条例第59号</p>	<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月24日条例第59号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第21条 （省略）</p>	<p>第5条～第21条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日条例第83号</p>	<p>○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月19日条例第83号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成18年6月29日条例第50号</p>	<p>平成18年6月29日条例第50号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p>
	<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第45号</p>	<p>○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第45号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 (省略)</p>	<p>6～7 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第46号</p>	<p>○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月11日条例第46号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月25日条例第27号</p>	<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月25日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月28日条例第24号</p>	<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月28日条例第24号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>



足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月28日条例第16号</p>	<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月28日条例第16号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第41号</p>	<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第41号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第42号</p>	<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第42号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第4条 1～4 (省略)</p>	<p>第4条 1～4 (現行のとおり)</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>第5条～第16条 (省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>	<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p> <p>1～4 （省略）</p>	<p>第4条</p> <p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>令和2年3月25日条例第11号</p>	<p>令和2年3月25日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条（省略）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6（省略）</p>	<p>6（現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>令和3年3月24日条例第13号</p>	<p>令和3年3月24日条例第13号</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり）</p>
<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>（建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第25条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6～7 （省略）</p>	<p>6～7 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第21条 （省略）</p>	<p>第5条～第21条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>

# 第 9 5 号議案説明資料

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

件 名	<b>足立区被災市街地復興整備条例の一部を改正する条例</b>							
所管部課名	都市建設部都市計画課							
内 容	<p><b>1 改正理由</b> 東京都及び足立区の震災復興に関する指針の改定に伴い、規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p><b>2 改正の概要</b></p> <p>(1) 都市復興基本方針の名称変更 都市復興基本方針を「復興まちづくり方針」に変更する。</p> <p>(2) 復興対象地区の変更 ア 重点復興地区を「市街地改造予定地区」に変更する。 イ 復興促進地区と復興誘導地区を統合し「市街地修復予定地区」に変更する。</p> <table border="1" data-bbox="354 1037 1410 1576"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1037 683 1088">復興対象地区</th> <th data-bbox="683 1037 1410 1088">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1088 683 1332">市街地改造予定地区</td> <td data-bbox="683 1088 1410 1332">震災により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新（以下「公共施設の整備等」という。）について、抜本的な改造を予定する地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1332 683 1576">市街地修復予定地区</td> <td data-bbox="683 1332 1410 1576">震災により、相当数の建築物等の倒壊又は焼失、公共施設の損壊等の甚大な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備等について、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定する地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 都市復興基本計画の名称変更 都市復興基本計画を「復興まちづくり計画」に変更する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙参照 P 3 2 ～ 3 4</p> <p><b>4 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>		復興対象地区	概 要	市街地改造予定地区	震災により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新（以下「公共施設の整備等」という。）について、抜本的な改造を予定する地区	市街地修復予定地区	震災により、相当数の建築物等の倒壊又は焼失、公共施設の損壊等の甚大な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備等について、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定する地区
復興対象地区	概 要							
市街地改造予定地区	震災により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新（以下「公共施設の整備等」という。）について、抜本的な改造を予定する地区							
市街地修復予定地区	震災により、相当数の建築物等の倒壊又は焼失、公共施設の損壊等の甚大な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備等について、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定する地区							
今後の方針	本条例および同条例施行規則を改正し、大規模災害発生時の迅速な都市の復興に備える。							

改正前	改正後
<p>○足立区被災市街地復興整備条例 平成13年10月22日条例第56号</p>	<p>○足立区被災市街地復興整備条例 平成13年10月22日条例第56号</p>
<p>第1条、第2条 (省略)</p>	<p>第1条、第2条 (現行のとおり)</p>
<p>(都市復興基本方針の策定)</p>	<p>(復興まちづくり方針の策定)</p>
<p>第3条 区長は、被災後速やかに、対策復興条例第4条第1項に規定する指針に基づき都市の復興に関する基本的な方針（以下「<u>都市復興基本方針</u>」という。）を策定し、これを区民及び事業者に広く公表するとともに、<u>都市復興基本方針に基づき都市復興事業を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。</u></p>	<p>第3条 区長は、被災後速やかに、対策復興条例第4条第1項に規定する指針に基づき都市の復興に関する基本的な方針（以下「<u>復興まちづくり方針</u>」という。）を策定し、これを区民及び事業者に広く公表するとともに、<u>復興まちづくり方針に基づき都市復興事業を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。</u></p>
<p>(復興対象地区の指定)</p>	<p>(復興対象地区の指定)</p>
<p>第4条 (省略)</p>	<p>第4条 (現行のとおり)</p>
<p>(1) <u>重点復興地区</u> 震災により、集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新（以下「<u>公共施設の整備等</u>」という。）を<u>緊急的かつ重点的に行うことが必要な地区</u></p>	<p>(1) <u>市街地改造予定地区</u> 震災により、<u>建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新（以下「公共施設の整備等」という。）について、抜本的な改造を予定する地区</u></p>
<p>(2) <u>復興促進地区</u> 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等甚大な被害を被り、<u>当該区域を含めた公共施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区</u></p>	<p>(2) <u>市街地修復予定地区</u> 震災により、相当数の建築物等の倒壊又は焼失、公共施設の損壊等の甚大な被害を被り、<u>都市復興のための公共施設の整備等について、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定する地区</u></p>
<p>(3) <u>復興誘導地区</u> 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区</p>	<p>(3) (削除)</p>
<p>2、3 (省略)</p>	<p>2、3 (現行のとおり)</p>



改正前	改正後
<p>第5条 (省略)</p>	<p>第5条 (現行のとおり)</p>
<p>(都市復興基本計画の策定)</p>	<p>(復興まちづくり計画の策定)</p>
<p>第6条 区長は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき東京都が策定する震災復興に関する計画との整合を図りつつ、<u>都市復興基本方針</u>に基づき、都市復興事業を推進するための計画(以下「<u>都市復興基本計画</u>」という。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に広く公表するものとする。</p>	<p>第6条 区長は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき東京都が策定する震災復興に関する計画との整合を図りつつ、<u>復興まちづくり方針</u>に基づき、都市復興事業を推進するための計画(以下「<u>復興まちづくり計画</u>」という。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に広く公表するものとする。</p>
<p>2 区長は、<u>都市復興基本計画</u>の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 区長は、<u>復興まちづくり計画</u>の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(都市復興事業の推進)</p>	<p>(都市復興事業の推進)</p>
<p>第7条 区長は、<u>重点復興地区</u>及び<u>復興促進地区</u>において、<u>都市復興基本計画</u>に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第7条 区長は、<u>市街地改造予定地区</u>及び<u>市街地修復予定地区</u>において、<u>復興まちづくり計画</u>に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>2 区長は、<u>復興誘導地区</u>において、<u>都市復興基本計画</u>に基づき、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>2 区長は、<u>市街地修復予定地区</u>において、<u>復興まちづくり計画</u>に基づき、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (現行のとおり)</p>
<p>4 区長は、必要に応じ、都市復興事業を行う者に対し、<u>都市復興基本計画</u>に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。</p>	<p>4 区長は、必要に応じ、都市復興事業を行う者に対し、<u>復興まちづくり計画</u>に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。</p>
<p>(被災市街地復興推進地域の指定)</p>	<p>(被災市街地復興推進地域の指定)</p>
<p>第8条 区は、<u>重点復興地区</u>及び<u>復興促進地区</u>内において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号。以下「特別措置法」という。)第5条</p>	<p>第8条 区は、<u>市街地改造予定地区</u>及び<u>市街地修復予定地区</u>内において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号。以下「特別措置法」とい</p>

改正前	改正後
<p>第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域（以下「推進地域」という。）を定めることができる。ただし、市街地の復興のために必要と認められる場合には、区は、<u>重点復興地区又は復興促進地区</u>以外においても推進地域を定めることができる。</p> <p>第9条～第11条 （省略）</p>	<p>う。）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域（以下「推進地域」という。）を定めることができる。ただし、市街地の復興のために必要と認められる場合には、区は、<u>市街地改造予定地区又は市街地修復予定地区</u>以外においても推進地域を定めることができる。</p> <p>第9条～第11条 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

# 第96号議案説明資料

令和3年10月13日

件名	特別区道路線の認定について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内容	<p><b>1 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="435 533 1254 759"> <tr> <td>所在</td> <td>足立区古千谷本町一丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>5.00m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>81.96m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>419.19 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>2 提案理由</b></p> <p>この路線は、都市計画法に基づく開発行為により新設された道路である。今回、特別区道路線の認定要件が成立したので、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">足立区古千谷本町一丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: black; vertical-align: middle;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所在	足立区古千谷本町一丁目地内	幅員	5.00m	延長	81.96m	面積	419.19 m <sup>2</sup>
	所在	足立区古千谷本町一丁目地内							
幅員	5.00m								
延長	81.96m								
面積	419.19 m <sup>2</sup>								
今後の方針									